

## まちづくり基本条例検討委員会 第4回会議次第

日時：平成18年11月25日（土）

午前9時

場所：熊谷市役所302会議室

1 開会

2 あいさつ

3 まちづくり基本条例骨格の検討

4 諸連絡

（1）次回会議について

日時 12月9日（土） 午前9時30分から

場所 妻沼行政センター第2会議室

5 閉会

## まちづくり基本条例骨格検討資料

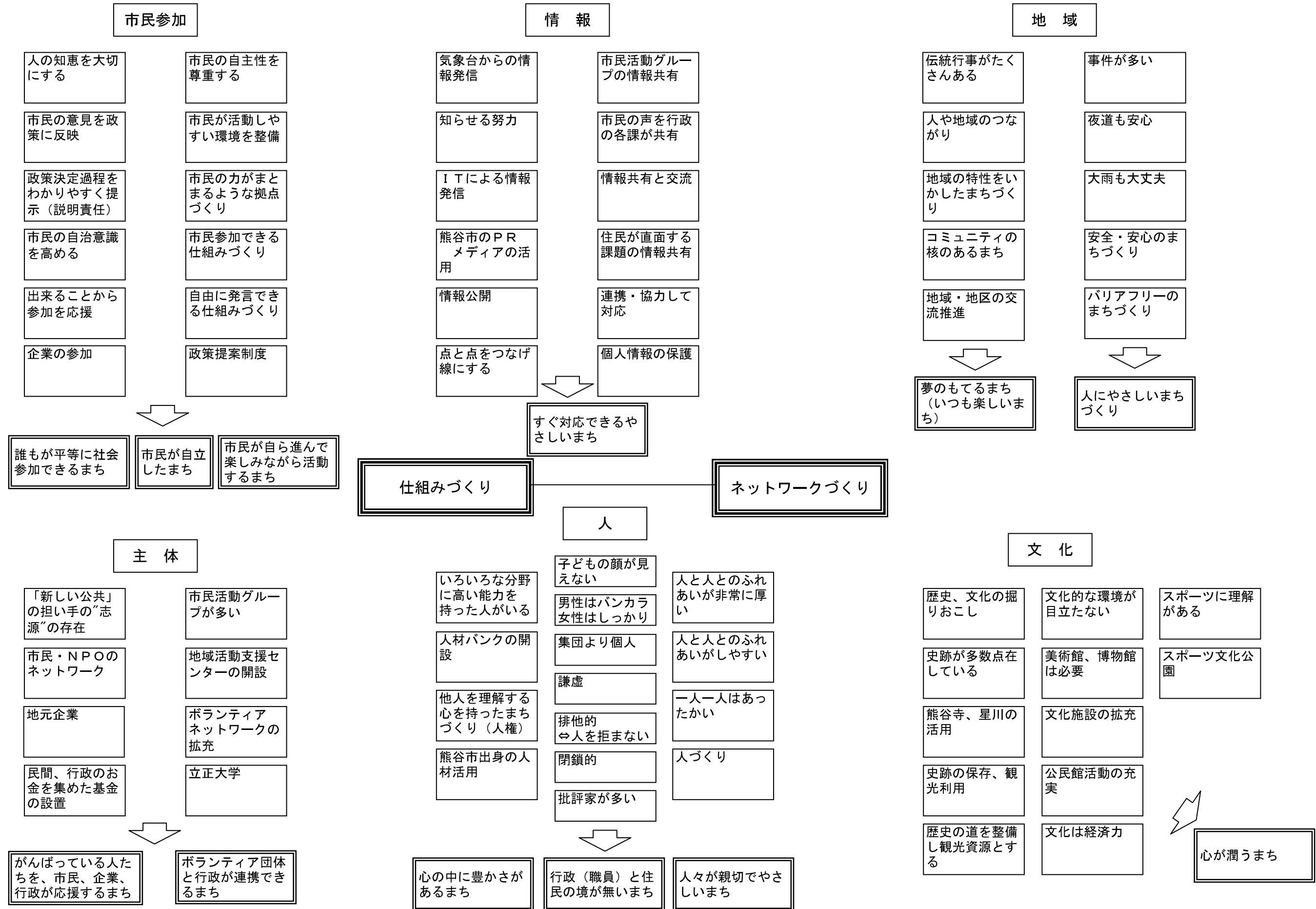
条文の見出し	条文に盛り込むポイント・キーワード	具体的な内容・追加事項
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>この条例が、住民自治の基本原則を定め、市民、行政、議会などの役割を明らかにすることを規定する。</li> <li>未来を担う子どもたちが心身ともに健全に暮らせるまちをつくる。</li> <li>市民主体のまちづくり。</li> </ul>	
条例の位置づけ	<p>熊谷市の条例の中で最上位（最高規範）に位置付け、他の条例を解釈する場合又は条例制定にあたりこの条例の基本原則（精神）に沿って行う。</p>	
用語の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通認識を持つため、この条例で使われる用語を定義する。</li> <li>市民、事業者、コミュニティ、参画、協働 等</li> </ul>	
対等協調の原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民主体を原則として、市民・行政（・議会）の役割を明確にする。</li> </ul>	
参加協働の原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の市政参加・参画、役割分担により協働を推進する。</li> <li>率先して社会参加をすることにより交流・連携を深める。</li> <li>若者の参加を促す。</li> <li>市民、事業者、NPO、大学等との連携 “志源”</li> <li>プロフェッショナルの活用。</li> <li>市、市民、事業者の協働により行う。</li> </ul>	
情報共有の原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に市政に関する情報を公表し、またこれらについての意見をお互いが共有する。</li> <li>行政情報と民間情報の連携を図る。</li> <li>民間の情報についてもネットワーク作りにより共有を図る。</li> <li>人材登録と活用。</li> <li>地域情報の発信。</li> </ul>	
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティ組織の育成。</li> <li>コミュニティ活動への市民参加を促進し、活性化を図る。</li> </ul>	

条文の見出し	条文に盛り込むポイント・キーワード	具体的な内容・追加事項
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティのまちづくりを推進する。</li> <li>・ 自治会、隣組、校区連絡会。</li> <li>・ 地域コミュニティ組織の意義と必要性をうたい、振興のため必要な措置を講ずる。</li> </ul>	
個人情報保護の原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の個人情報の保護に努める。</li> </ul>	
市民の権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策形成過程から、まちづくりに参加する権利について定める。</li> <li>・ 市の行政情報を知る権利。</li> <li>・ 政策提案制度の整備等による、まちづくりの提案を行う権利について定める。</li> <li>・ 子どもを大切に、年齢に応じてまちづくりに参加する権利。</li> </ul>	
市民の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郷土について学ぶ。郷土を愛する。</li> <li>・ コミュニティ（地域社会）に積極的に参加する。</li> <li>・ 地域間交流、世代間交流を進める。</li> <li>・ 市政への関心を高める。</li> <li>・ 市民活動に対する理解を深め、参加協力を努める。</li> </ul>	
事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者も地域社会の一員であるとの観点に立ち、社会的貢献が進むよう努力を求めるものとする。</li> <li>・ 市民と同様の権利・責務を有する。</li> <li>・ 地域社会の一員としてまちづくりに寄与するよう努める。</li> </ul>	
市（市長）の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市への苦情、要望に速やかに対応する。</li> <li>・ 市民活動への応援。</li> <li>・ 若者が参加するシステム作り。</li> <li>・ 市政情報・地域情報の発信</li> <li>・ 郷土を知る機会を設ける。</li> <li>・ 地域間交流、世代間交流を進める。</li> <li>・ 住み続けたいまち（満足度の高い行政運営）。</li> </ul>	

条文の見出し	条文に盛り込むポイント・キーワード	具体的な内容・追加事項
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要な案件については、市民の意見を聴く機会を設け、意見を聴取し公表する。</li> <li>・ その他の案件については、公表の上、必要により意見を求め公表する。</li> <li>・ 情報公開する時期の的確性の確保に努める。</li> <li>・ 分かりやすい情報の公表に努める。</li> <li>・ 市民誰もが知り得る情報媒体で提供する。</li> <li>・ 市政運営にあたり、幅広い層から意見聴取する。</li> <li>・ 附属機関の委員について、公募及び男女の比率、幅広い年齢層からの登用について配慮する。</li> <li>・ 市民活動促進のための拠点の整備等必要な措置を講ずる。</li> </ul>	
職員の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体の奉仕者として自己研鑽に努める。</li> <li>・ 一市民としてコミュニティ活動へ積極的に参加する。</li> <li>・ 誠実かつ公正に職務を遂行する。</li> <li>・ 地域住民の視点に立ち熱心にまちづくりの推進にあたる。</li> </ul>	
行財政運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間、行政の支援を基金として積み立て市民活動の支援を行う。</li> <li>・ 行政組織は簡素化を推進し、最小の経費で最大の行政サービスを行うものとする。</li> <li>・ 総合計画は、公募委員等で組織する附属機関を設置し、策定するものとする。</li> <li>・ 財政状況の公表は、分かりやすい方法で行うものとする。類似する資料の公表も同様とする。</li> </ul>	
行政評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成果目標を明確にして事業を行い、その結果を評価するものとする。</li> <li>・ 行政評価の結果を公表して市民の意見を求める。</li> </ul>	
議会の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちの課題解決に努める。</li> <li>・ 透明性を確保し民主的な運営に努めるものとする。</li> <li>・ 議会情報の公開を進めるものとする。</li> <li>・ 市長に対する政策提言を行うものとする。</li> </ul>	

条文の見出し	条文に盛り込むポイント・キーワード	具体的な内容・追加事項
議員の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は、議員の政策立案活動を支援することができるものとする。</li> <li>・ 市民の意向把握に努めるものとする。</li> <li>・ 公職に関する倫理の保持について定める。</li> <li>・ 自己研鑽に関する規定を設ける。</li> <li>・ 分権時代を捉えた政策提言を行うものとする。</li> </ul>	
条例の見直しと改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見直し規定</li> </ul>	

# まちづくりの方向性の検討



まちづくりの方向性の検討

